

# 身近な行政

## 区議会

区議会事務局 ☎5722-9414 FAX5722-9335

区議会は区の議決機関で、区民から直接選挙された議員によって構成されています。議決権、調査権、意見書提出権のほか、請願・陳情の審査などの権限を持っています。定例会は2・6・9・11月の年4回開催され、必要に応じて臨時会が開催されます。議員は36人(条例定数)で、任期は4年です。

### ●請願・陳情

区議会は、区民の皆さんからの区政への要望などを請願または陳情として受理しています。区議会議員の紹介のあるものは請願、紹介のないものは陳情として扱われますが、取り扱いは同様です。

提出の際は、①提出年月日・提出先・件名・請願(陳情)の趣旨と事項を文書(邦文)で、②請願(陳情)者の住所・氏名・電話番号を記載し、③押印の上、区議会事務局までお持ちください。郵送によるものは原則として審査を行いません。詳細はお問い合わせください。

### ●傍聴

区議会本会議の傍聴を希望されるかたには、本会議当日、区議会事務局窓口にて当日分の傍聴券をお配りします。(先着順)

委員会についても同様です。なお、車椅子での傍聴もできます。手話通訳をご希望されるかたは、傍聴希望日の1週間前までに区議会事務局へご連絡ください。

## 選挙権と選挙人名簿の登録

選挙管理委員会事務局  
☎5722-9299 FAX5722-9334

選挙権は、日本国民で満18歳以上のかたにあります。ただし、実際に投票するためには、選挙人名簿に登録されている必要があります。

選挙管理委員会では、定時登録(3・6・9・12月に行う)と選挙時登録(選挙のつど行う)の際に、次の登録要件に該当するかたを選挙人名簿に登録します。

### ●登録要件

年齢が満18歳以上の日本国民で、目黒区に住民票が作成されてから(転入の届け出をした日から)引き続き3カ月以上目黒区内に住所があるかた。

## 投票

選挙管理委員会事務局  
☎5722-9299 FAX5722-9334

### ●投票日当日の投票

目黒区の選挙人名簿に登録されているかたには、入場整理券が郵送されます。区内には38カ所の投票所があり、投票所は、投票区域別にそれぞれ決められています(入場整理券に記載されています)。

投票時間は午前7時～午後8時です。

### ●期日前投票・不在者投票

投票日に用事などで投票所へ行けないかたは、期日前投票などができます。

投票期間および時間は、公示・告示日の翌日から投票日の前日までの午前8時半～午後8時です(ただし、期間については期日前投票所によって異なる場合があります)。

不在者投票指定施設(都道府県の選挙管理委員会が指定している病院や老人ホームなど)に入院・入所中の場合、その場所で投票することができます。施設長などにお申し出ください。

### ご注意

投票に出掛けるときは、入場整理券をお持ちください。なお、入場整理券がなくても目黒区の選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

投票には次のような制度もあります。

### ●点字投票

目の不自由なかたは、点字で投票できます。

### ●代理投票

けがや心身の障害などで、自分で候補者の氏名等を書くことができないかたは、投票所でお申し出ください。補助者が代筆します。

### ●郵便等による不在者投票(自宅などでの投票)

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちのかたで法律に定める障害の程度・要介護度に該当するかたは、郵便などで投票できます。その際には、郵便等投票証明書が必要となりますので、あらかじめ選挙管理委員会で手続きを済ませておいてください。

なお、手続きなどに日数がかかりますので、前もって選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

## 住民監査請求

監査事務局 ☎5722-9073 FAX5722-9465

区の執行機関または区の職員の違法・不当な財務会計上の行為について、区民は監査委員に監査を求め、必要な措置を請求することができます。なお、その結果に不満があれば、さらに裁判所に申し立てることができます。

### ●請求できる人

目黒区の住民であれば、1人でも監査請求することができます。個人・法人は問いません。

### ●請求の手続き

監査請求する事柄について、書面を作成して申し出てください。また、その事実を証明する書面を添付することが必要です。

## 区政について調べたいとき

### 区民の声課区政情報コーナー

☎5722-9480 ☎5722-9395

区政情報コーナーでは、区の資料、区政に関連のある国・都・特別区などの刊行物等が閲覧できます。貸し出しやコピーサービス、区の刊行物の販売も行っています。

#### ●資料などの貸し出し

本人の住所・氏名が確認できるもの(運転免許証、学生証など)をお持ちください。

1人3冊まで、2週間お貸しします。

#### ●行政情報端末の閲覧

各種行政情報の閲覧用にインターネット端末を設置しています(行政情報以外の閲覧はできません)。閲覧した情報は印刷もできます(印刷は有料です)。

#### ●コピーサービス(有料)

区政情報コーナー内の資料に限り、著作権法の範囲内でコピーがご利用いただけます。

#### ●利用時間

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前9時～午後5時

## 情報公開制度

### 広報課報道・情報公開係

☎5722-9622 ☎5722-8674

区の情報を提供・公表するとともに区民の皆さんが必要な情報を開示請求できる権利を保障する制度です。

区の各機関(区長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員)と区議会で実施しています。

#### ●開示請求できるかた

区内に住所があるかたや法人その他の団体、区内に通学・通勤しているかたです。このほか、情報を必要とする理由を明らかにできればどなたでも請求できます。

#### ●開示請求できる情報

職員が職務上作成または取得した文書・図画・フィルムなどです。原則として、すべての行政情報を開示することになっていますが、個人生活に関する情報や、開示することにより区政の公正または適正な執行を妨げるおそれのある情報など、開示できないものもあります。

#### ●開示請求するとき

必要な情報をどの課が担当しているか分かっているときは、その課へ。分からないときは、広報課においでください。請求するときは「開示請求書」を提出していただきます。請求された行政情報を開示するかについては、区が請求を受けた日から15日以内に決定し、通知します。行政情報の閲覧は無料ですが、写しが必要な場合は実費(コピー代1枚10円〈黒色〉、および郵送料など)を負担していただきます。

#### ●区の決定に不服があるとき

区の決定に不服があるときは、決定の通知を受けた日の翌日から3か月以内に審査請求をすることができます。区が審査請求を受けたときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、答申を尊重して決定します。

## 個人情報保護制度

### 広報課報道・情報公開係

☎5722-9622 ☎5722-8674

区民の皆さんのプライバシー保護のために、区が保有する個人情報及び特定個人情報の取り扱いについて、総合的・体系的なルールを定めるとともに、区民の皆さんが自分の個人情報をコントロールする権利を保障した制度です。

#### ●基本的ルール

原則として次のことを定めています。

○個人情報を収集する際は、その目的を明らかにし、直接本人から収集する

○思想・信条などに関する事項、社会的差別につながるおそれのある個人情報などは法令に定めがあるときなどを除いて収集しない

○個人情報は、区内部であっても収集目的以外には使用しない

○個人情報は業務の目的の範囲を超えて外部への提供は行わない

このほか、コンピューターへの記録制限、区と外部のコンピューターとの結合の原則禁止などの措置を取っています。

※基本的ルールについて、特定個人情報は法律の規定により一部取扱いが異なります

#### ●自分の個人情報の閲覧など

区が保有している自分の個人情報について、開示(閲覧・写しの交付・視聴)を請求することができます。

請求があれば、原則としてすべてを開示することになりますが、法令の定めなどにより開示できない場合もあります。

開示請求のほか、自分の個人情報に誤りを発見したときにはその訂正の請求を、収集のルールに反して区が個人情報を収集しているときには消去の請求を、また、利用のルールに反して目的外利用や外部提供を行っている場合には、その利用の中止を請求することができます。

#### ●請求の方法など

区が保有している個人情報の当該本人であればどなたでも請求できます。なお、区がどのような個人情報を収集・保管しているかは、区政情報コーナーで確認できます。請求するときは、所定の請求書を提出していただきます。開示の請求は、区が請求を受けた日から15日以内に、訂正などその他の請求は20日以内に決定し、通知します。

区の決定に不服があるときは、決定の通知を受けた日の翌日から3か月以内に審査請求をすることができます。審査請求を受けたときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、答申を尊重して決定します。

## 広報(めぐろ区報)

▶ 広報課区報係 ☎5722-9486 FAX5722-8674

毎月5日、15日、25日発行(1月5日は休刊)で、区の施策・事業・行事などをお知らせしています。主要6紙(朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売)に折り込むほか、地区サービス事務所など区の主な施設、郵便局、信用金庫、一部の大手スーパーマーケット、一部のコンビニエンスストア、区内の主な駅にある広報スタンドなどにも置いてあります。

また、新聞を購読されていない区民の皆さんで希望する方に無料で配達するサービスを行っています。

ホームページでは、PDF版をご覧になれるほか、音声版をお聴きになれます。

この他、スマートフォンのアプリケーションにより電子書籍多言語版(英語、中国語、ハングル、日本語)が閲覧できます。

●めぐろ区報デジ版 参照▶ P50

## ホームページ・携帯電話サイト

▶ 広報課報道・情報公開係  
☎5722-8702 FAX5722-8674

### ●ホームページ

区からのお知らせやイベントカレンダーの閲覧、各種申請書のダウンロードができます。

自動翻訳により、英語、中国語、ハングル、フランス語、イタリア語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、ヒンディー語、マレー語、オランダ語、スウェーデン語、タガログ語に対応しています。

ホームページ URL <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

### ●携帯電話サイト 参照▶ P1

区からのお知らせ、施設案内などをご覧いただけます。  
携帯電話サイト URL <http://www.city.meguro.tokyo.jp/mobile/>

## メールマガジン

▶ 広報課報道・情報公開係  
☎5722-9622 FAX5722-8674

### ●パソコン向けに配信

緊急情報・モバイル情報・保育情報・生活安全情報・男女共同参画情報・区議会情報・消費生活センター情報

区のホームページから申し込んでください。

### ●携帯電話・スマートフォン向けに配信

緊急情報・モバイル情報・保育情報・消費生活センター情報

申し込みは「meg@req.jp」へ空メールをお送りください。  
携帯電話は、下のコードを読み取る方法もあります。



登録完了後「koho999@city.meguro.tokyo.jp」から登録確認メールを送信します。

## ツイッター

▶ 広報課報道・情報公開係  
☎5722-9622 FAX5722-8674

目黒区広報課が、区のお知らせやイベント情報、地域の問題などをお届けします。

ツイッター URL [http://twitter.com/meguro\\_city/](http://twitter.com/meguro_city/)

## 防災気象情報のメール自動配信

▶ 土木工事課工務係  
☎5722-9775 FAX3712-5129

配信を希望する区民等に区内の異常気象等の防災気象情報(気象庁等から発表される警報・注意報等)をメールにより自動配信するサービスを行っています。パソコンおよびスマートフォンは区のホームページから、携帯電話は下のコードを読み取って登録できます。



## 広聴

▶ 区民の声課 ☎5722-9416 FAX5722-9395

区政に関する意見・要望・苦情などを次の方法でお聴きし、区政に反映させていきます。

ほかに、区長との懇談会などで皆さんのご意見を直接お聴きします。

### ●区長へのはがき

区長あての受取人払いのはがきが地区サービス事務所、住区センターなどにあります。

### ●陳情

団体からの要望や署名など。

### ●投書

手紙やはがきを郵送、または区の主な施設に置いてある区民の声用ポストに投かんしてください。

### ●電話・ファクス

☎5722-9416 FAX5722-9395

### ●区長へのメール

目黒区ホームページ(<http://www.city.meguro.tokyo.jp/>)の「区長へのメール」から送信してください。

### ●面談

直接、区役所区民の声課に来ていただく方法です。

## 区への寄付

➡ 秘書課 ☎5722-9152 FAX3716-7093

区への寄付金は秘書課で受け付けています。  
なお、寄付については税制上の優遇措置が受けられます。

## 男女平等

➡ 人権政策課 ☎5722-9214 FAX5722-9469

### ●男女平等・共同参画オンブズ(苦情処理機関)

職場や学校でのセクシュアル・ハラスメントや、男女平等の視点が欠けていると思われる区の施策など、「男女が平等に共同参画する社会づくり」の推進を阻害する事項について、相談や申し出を受けています。

申し出を受けると、区から委嘱されたオンブズ(法律・労働関係の専門家)が公平・公正な立場で迅速に調査を行い、必要に応じて相手方に指導や是正勧告を行います。プライバシーは厳守します。

参照▶ P17「男女平等・共同参画オンブズ(苦情処理機関)相談(予約制)」

●男女平等・共同参画センター 参照▶ P89

●女性のための相談 参照▶ P17

### 関連情報

## 目黒区総合庁舎ウェディング

総務課庁舎管理係

☎5722-6107 FAX5722-9315

建築家村野藤吾氏(昭和42年文化勲章受章者)の代表作として文化的価値を有する目黒区総合庁舎を結婚式及びフォトウェディングの会場として利用できます。結婚式及びフォトウェディングの企画・運営は区が選定した事業者が行います。ご利用可能日時などの詳細は、総務課へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



螺旋階段



南口エントランス

### 関連情報

## 区の刊行物を購入したいとき

文化や歴史を紹介する本、計画書などを販売しています。

- ガイドブックなど  
家庭で味わう保育園給食のすすめ(200円)、めぐろのいきもの80選(400円)、めぐろの文化財(600円)ほか
- 写真集  
目黒の風景100年(1,000円)ほか
- 計画書など  
目黒区基本計画(300円)ほか

〈販売場所〉

総合庁舎本館1階 区民の声課区政情報コーナー(☎5722-9480 FAX5722-9395)  
など

